

生活習慣病管理料(Ⅱ)について

- ・ 高血圧症、脂質異常症、糖尿病に関して、療養指導に同意した患者が対象です。
- ・ 患者様の状態に応じ、28日以上 of 長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を交付する対応が可能です。ださい。

